

いじめ調査に係る審議の中立性・公正性の確保について

平成 26 年（2014 年）5 月 2 日
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会

- 1 委員は、次に掲げる場合には、委員会の会議、調査もしくは審理に加わり、または議決をすることができない。
 - (1) いじめ事案の当事者（関係者）と直接の人間関係を有している場合
 - (2) いじめ事案の当事者（関係者）と特別の利害関係を有している場合
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会の調査の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合
- 2 委員は、前項各号に掲げる場合に該当するときは、委員長にその旨を申告するものとする。
- 3 委員長は、前項の申告があったとき、または職権により、委員会に諮って、委員が除斥されるかどうかの決定を行うものとする。この場合において、当該委員は、当該決定に関与することはできない。
- 4 前項の規定により委員が除斥されることとなったときは、その旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。
- 5 委員長は、第 3 項の規定により委員が除斥されることとなった場合で、委員会の調査に支障を及ぼすおそれがあるときは、教育委員会に臨時委員の選任について、要請するものとする。